

# 荻窪まちづくり会議 会則

## 荻窪まちづくり会議会則

### (名称)

第1条 この会は、荻窪まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）と称する。

### (対象区域)

第2条 まちづくり会議の活動の対象とする区域は、別添図に示す区域（以下「荻窪駅周辺地区」という。）を基本とする。

### (目的)

第3条 まちづくり会議は、杉並区の中心的拠点である荻窪駅周辺を、活力ある安全で暮らしやすいまちとしていくため、区や関係機関等と連携しつつ、自主的かつ継続的にまちづくりを進めることを目的とする。

### (会員)

第4条 まちづくり会議は、以下の会員により構成する。

- (1) 荻窪駅周辺地区において居住する者、事業を営む者及び土地又は建物について権利を有する者（以下、「関係住民」という。）の中から希望する者。
  - (2) 荻窪駅周辺地区の町会及び商店会等の商工関係団体（以下、「地域団体」という。）から推薦された者。
  - (3) 平成24年度に実施した荻窪まちづくり懇談会の申込者の中から希望する者。
  - (4) 前各号のほか、まちづくり会議の目的や活動に賛同する者で代表が認める者。
- 2 まちづくり会議への入会及び退会は、文書で行うものとする。
  - 3 まちづくり会議は、入退会の届に基づき、会員名簿を作成・更新し、適正に管理する。
  - 4 第12条に定める会費を2年以上納入しない会員は、退会したものとみなす。

(まちづくり会議の活動)

第5条 まちづくり会議は、第3条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) まちづくりを進めるために必要な調査・研究、及び情報共有・意見交換を行う。
- (2) 関係住民に対し、まちづくりに関する情報を提供し、意見を聴く。
- (3) 荻窪駅周辺地区の将来像や目指すべき目標、また、それらを実現する具体的な取組みなどを盛り込んだまちづくり構想を作成し、区に提案する。
- (4) 区が作成する荻窪駅周辺地区におけるまちづくり方針や計画、具体的な取組みに関して意見を述べる。
- (5) 区や関係機関と連携して、各種の具体的な取組みを企画し、実施する。
- (6) その他、荻窪駅周辺のまちづくりを進めるために必要なことを検討し、実施する。

(組織)

第6条 まちづくり会議には、役員と運営委員会を置く。

(役員)

- 第7条 役員は、代表、副代表、会計及び会計監査とし、総会で選出する。
- 2 代表は、まちづくり会議の会務を総括する。
  - 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときは、これを代理する。
  - 4 会計は、会費の徴収及びその管理を行う。
  - 5 会計監査は、会計を監査する。
  - 6 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(運営委員会)

- 第8条 まちづくり会議の運営を円滑に行うため、役員、地域団体から推薦された者、第10条に定める各分科会のリーダー、サブリーダーからなる運営委員会を設置する。
- 2 代表は、必要に応じて運営委員会を開催し、まちづくり会議運営に関する調整を行う。
  - 3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

(総会)

- 第9条 まちづくり会議の総会は、代表が年1回以上招集し、開催する。
- 2 代表は、会員の三分の一以上の要請があったときは、総会を開催するものとする。
  - 3 総会は、委任状を含め、会員の過半数の出席により成立する。
  - 4 総会の議事は、出席した会員の過半数により決する。

(分科会)

- 第10条 まちづくり会議には、必要に応じて課題別の分科会を置くことができる。
- 2 各分科会には、分科会に参加する会員の中から、リーダー1名、サブリーダー2名以内を互選により定める。

(運営等)

- 第11条 事務局は代表宅に置く。
- 2 区は、まちづくり会議の会議に出席して、情報提供や意見を述べることができる。
  - 3 まちづくり会議は、必要に応じて、区に対してコンサルタントの出席および資料の提供を求めることができる。
  - 4 まちづくり会議は、必要に応じて、学識経験者および荻窪駅周辺地区に関する計画・事業の関係者に対して会議の出席および資料の提供を求めることができる。

(会費等)

- 第12条 まちづくり会議の会費は、年間500円とする。
- 2 退会の期日にかかわらず、納入した会費は返還しない。

(会計年度)

- 第13条 まちづくり会議の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度については、まちづくり会議設立時から3月31日までとする。

(会則の変更等)

- 第14条 この会則に変更の必要が生じたときは、まちづくり会議の総会において改正するものとする。
- 2 この会則に定めのない事項については、運営委員会で協議して決定する。